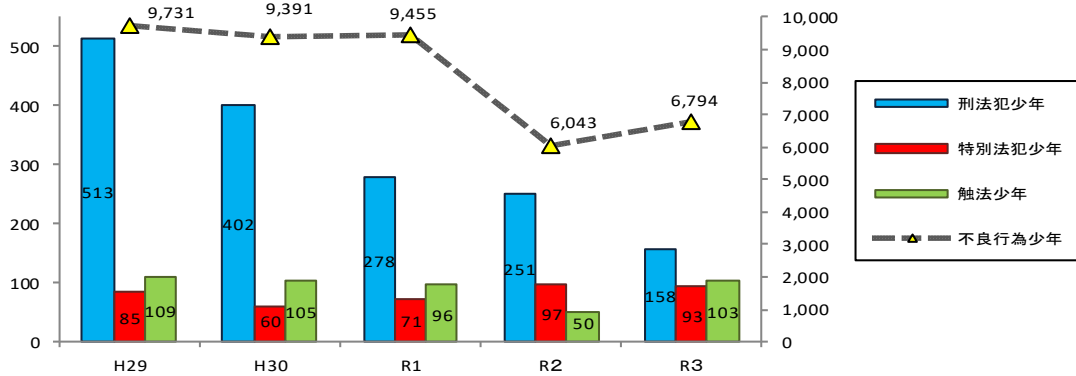


# 少年非行の概況について (令和3年中)

## 1 少年非行の概況

### (1) 少年非行の情勢



	H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	513	402	278	251	158	-93	-37.1%
特別法犯少年	85	60	71	97	93	-4	-4.1%
触法少年	109	105	96	50	103	53	106.0%
不良行為少年	9,731	9,391	9,455	6,043	6,794	751	12.4%

- ・刑法犯少年…犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者のうち、刑法犯で検挙された少年
- ・特別法犯少年…犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者のうち、特別法犯で検挙された少年
- ・触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ・不良行為少年…深夜はいかい、喫煙、飲酒、粗暴行為等で補導された少年

刑法犯少年及び特別法犯少年は、前年と比べ減少しましたが、触法少年及び不良行為少年は増加しました。

### (2) 刑法犯少年

#### ア 刑法犯総検挙人員に占める刑法犯少年の割合（構成比）

	H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
						増減数	増減率
総検挙人員	4,909	4,237	3,562	3,311	3,107	-204	-6.2%
成人	4,396	3,835	3,284	3,060	2,949	-111	-3.6%
刑法犯少年	513	402	278	251	158	-93	-37.1%
構成比	10.5%	9.5%	7.8%	7.6%	5.1%	-2.5P	
成人人口	2,401,376	2,396,035	2,390,282	2,390,775	2,386,731	-4,044	-0.2%
人口比	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	-0.1P	
少年人口	168,631	165,797	162,039	161,005	157,520	-3,485	-2.2%
人口比	3.0	2.4	1.7	1.6	1.0	-0.6P	

注1：表中の少年人口は、茨城県政策企画部統計課の推計人口（14～19歳）（各年共には1月1日時点のもの）  
注2：人口比は、同年齢層人口1,000人当たりにおける検挙人員の割合。

刑法犯少年は158人で、前年に比べ93人（37.1%）減少し、総検挙人員に占める刑法犯少年の割合（構成比）は5.1%で、前年に比べ2.5ポイント低下しました。

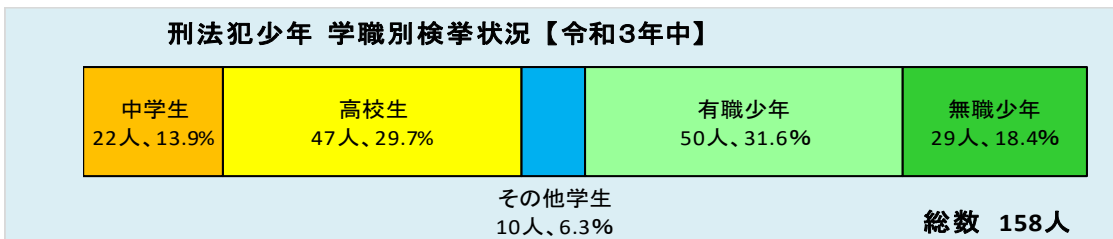
## イ 罪種別検挙状況

	H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	513	402	278	251	158	-93	-37.1%
凶悪犯	11	6	9	14	9	-5	-35.7%
粗暴犯	85	83	54	57	43	-14	-24.6%
窃盗犯	269	225	151	138	62	-76	-55.1%
知能犯	33	34	9	6	12	6	100.0%
風俗犯	11	3	10	7	6	-1	-14.3%
その他	104	51	45	29	26	-3	-10.3%

- ・凶悪犯…殺人、強盗、強制性交等、放火等
- ・窃盗犯…万引き、自転車盗、侵入窃盗等
- ・風俗犯…公然わいせつ、賭博等
- ・粗暴犯…傷害、暴行、恐喝、脅迫等
- ・知能犯…ニセ電話詐欺、横領等
- ・その他…占有離脱物横領、公務執行妨害等

罪種別では、窃盗犯が62人と最も多く、全体の39.2%を占め、次いで、粗暴犯が43人で、全体の27.2%を占めました。

## ウ 学職別検挙状況



学職別では、有職少年が50人と最も多く、刑法犯少年の31.6%を占め、次いで、高校生が47人と全体の29.7%を占めました。

## エ 再犯者率

	H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	513	402	278	251	158	-93	-37.1%
再犯者	195	125	81	76	52	-24	-31.6%
再犯者率	38.0%	31.1%	29.1%	30.3%	32.9%	+2.6P	

刑法犯少年に占める再犯者の割合（再犯者率）は32.9%で、前年に比べ、2.6ポイント増加しました。

### (3) 特別法犯少年

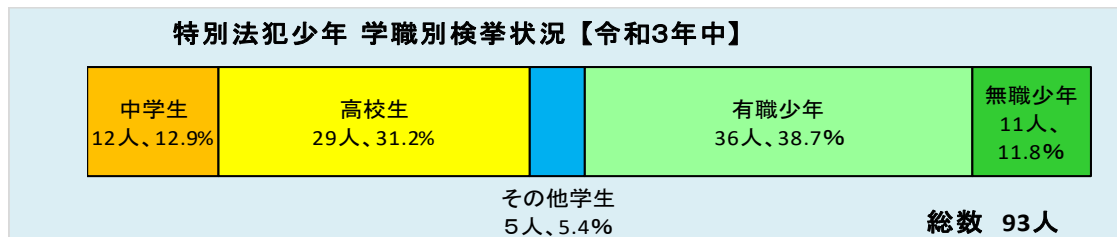
#### ア 法令別検挙状況

	H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
						増減数	増減率
特別法犯少年	85	60	71	97	93	-4	-4.1%
軽犯罪法	29	17	15	13	9	-4	-30.8%
青少年健全育成条例	15	11	12	14	26	12	85.7%
児童買春・児童ポルノ禁止法	6	8	13	28	13	-15	-53.6%
大麻取締法	7	8	6	17	17	±0	-
その他	28	16	25	25	28	3	12.0%

※その他…迷惑防止条例6人、銃刀法4人、廃掃法4人など

法令別では、青少年健全育成条例が26人と最も多く、全体の28.0%を占め、次いで、大麻取締法が17人で、全体の18.3%を占めました。

#### イ 学職別検挙状況



学職別では、有職少年が36人と最も多く、全体の38.7%を占め、次いで、高校生が29人で全体の31.2%を占めました。

#### ウ 薬物事犯

	H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
						増減数	増減率
薬物事犯	14	12	14	23	25	2	8.7%
覚醒剤取締法	7	3	5	5	4	-1	-20.0%
大麻取締法	7	8	6	17	17	±0	-
その他	0	1	3	1	4	3	300.0%

※その他…麻薬等取締法2人、麻薬等特例法2人

薬物事犯で検挙された少年は25人で、前年に比べ2人（8.7%）増加しました。

#### (4) 触法少年

		H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
								増減数
触法少年		109	105	96	50	103	53	106.0%
刑法犯	窃盗犯	82	67	59	37	51	14	37.8%
	粗暴犯	12	27	14	3	27	24	800.0%
	その他等	14	7	15	6	17	11	183.3%
特別法犯		1	4	8	4	8	4	100.0%

※ その他等…凶悪犯、知能犯、風俗犯、刑法犯少年その他(器物損壊等)

触法少年の補導人員は103人で、前年に比べ53人（106.0%）増加しました。

#### (5) 不良行為少年

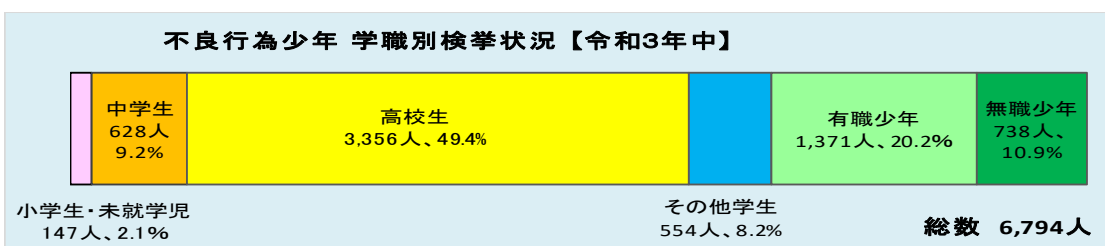
##### ア 補導人員の行為種別推移

		H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
								増減数
不良行為少年		9,731	9,391	9,455	6,043	6,794	751	12.4%
行為種別	飲酒	224	408	304	264	246	-18	-6.8%
	喫煙	1,762	1,530	1,377	1,738	1,826	88	5.1%
	粗暴行為	157	224	251	573	982	409	71.4%
	暴走行為	166	220	111	166	137	-29	-17.5%
	深夜はいかい	6,938	6,455	6,921	2,902	3,077	175	6.0%
	不健全娯楽	215	229	166	119	188	69	58.0%
	その他	269	325	325	281	338	57	20.3%

※ その他…家出、怠学等の不良行為

- ・ 不良行為少年総数は6,794人で、前年に比べ、751人（12.4%）増加しました。
- ・ 行為種別では深夜はいかいが3,077人と最も多く、全体の45.3%を占め、次いで、喫煙が1,826人で、全体の26.9%を占めています。

##### イ 学職別補導状況



学職別では、高校生が3,356人と最も多く、全体の49.4%を占め、次いで、有職少年が1,371人と全体の20.2%を占めました。

## 2 福祉犯（少年の福祉を害する犯罪）

### (1) 検挙件数・検挙人員・被害少年

	H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
						増減数	増減率
検挙件数	144	179	151	163	130	-33	-20.2%
検挙人員	118	138	127	136	128	-8	-5.9%
被害少年	118	128	110	120	109	-11	-9.2%

検挙件数は130件で、前年に比べ33件（20.2%）、検挙人員は128人で、前年に比べ8人（5.9%）、被害少年は109人で、前年に比べ11人（9.2%）、それぞれ減少しました。

### (2) 法令別福祉犯検挙件数・検挙人員・被害少年

		H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
							増減数	増減率
児童買春・児童ポルノ禁止法	検挙件数	48	83	75	76	53	-23	-30.3%
	検挙人員	29	63	58	55	44	-11	-20.0%
	被害少年	21	28	41	37	31	-6	-16.2%
青少年健全育成条例	検挙件数	61	57	54	58	55	-3	-5.2%
	検挙人員	57	48	46	55	60	5	9.1%
	被害少年	63	55	44	54	53	-1	-1.9%
未成年者喫煙禁止法	検挙件数	15	11	12	15	16	1	6.7%
	検挙人員	15	12	13	14	16	2	14.3%
	被害少年	14	11	12	14	16	2	14.3%
その他	検挙件数	20	28	10	14	6	-8	-57.1%
	検挙人員	17	15	10	12	8	-4	-33.3%
	被害少年	20	34	13	15	9	-6	-40.0%

法令別では、青少年健全育成条例が最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法、未成年者喫煙禁止法の順でした。

### (3) SNSに起因する事犯の被害状況

		H29	H30	R1	R2	R3	増減数	
							増減数	増減率
SNSに起因		23	32	35	25	23	-2	-8.0%
児童福祉法		0	1	0	0	0	±0	-
青少年健全育成条例		10	13	10	8	12	4	50.0%
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	2	2	5	4	2	-2	-50.0%
	児童ポルノ	10	13	18	10	9	-1	-10.0%
小計		12	15	23	14	11	-3	-21.4%
重要犯罪等		1	3	2	3	0	-3	-100.0%

・SNSとは、LINE、Twitter、Facebook等の出会い系サイト以外のウェブサイト及びアプリをいう。

・重要犯罪等とは、重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ）と逮捕監禁をいう。

SNSに起因する事犯の被害少年は23人で、前年に比べ、2人（8.0%）減少しました。